

## 第 3 期芦屋市教育振興基本計画の策定方針（案）

### 1 第 3 期計画策定の理由

近年、急速な少子・高齢化が進行し、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、加えて新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校園の臨時休業など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められています。

教育振興基本計画については、地方公共団体にも策定の努力義務が課されており、芦屋市では、平成28年3月に「第2期芦屋市教育振興基本計画」を策定し、教育に関する各種施策を推進してきましたが、令和2年度をもって計画期間が終了することから、新たに令和3年度からの5年間の計画期間とする「第3期芦屋市教育振興基本計画」を策定します。

### 2 第 2 期芦屋市教育振興基本計画の概要

第2期芦屋市教育振興基本計画は、めざす人間像と培うべき力を掲げ、芦屋市が育てたい子ども像を、芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”として、芦屋の教育のめざす姿を掲げました。

そのめざす姿を実現するため、行政と学校園が取り組むべき次の5つの重点目標と、それぞれについての基本施策を定めました。

- 重点目標 1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成
- 重点目標 2 命と人権を大切にする教育の充実
- 重点目標 3 子どもたちの学びを支える環境の整備
- 重点目標 4 読書のまちづくりの推進
- 重点目標 5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

### 3 国・県の計画

国は、第3期教育振興基本計画において、

- 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
  - 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む
- を2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項とし、次の5つの基本的な方針と21の教育政策を示しています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

一方、兵庫県では、第3期ひょうご教育創造プランにおいて第2期計画の成果と課題を踏まえながら、兵庫の教育を一層充実させるため、次の3つの基本方針に基づき、それぞれについての基本的認識や方向性についての考え方を示しています。

1. 「生きる力」を育む教育の推進
2. 子どもたちの学びを支える環境の充実
3. 人生100年を通じた学びの推進

#### 4 第3期計画の見直しの方向性

次のことから、第3期計画の基本的な枠組みについては、第2期計画を踏襲するものとします。

- 第2期計画で掲げた芦屋の教育のめざす姿は、芦屋市がめざすべき人間像と、こうした人間像をはぐくむための基盤となる子ども像であり、引き続き、目標として掲げていく必要があること
- 国、県いずれも、これまでの取組を強化する形で第3期計画の方向性を設定していること
- 国、県の第3期計画に掲げられている施策の方向性は、概ね本市の第2期計画においても方向性として掲げていること

基本理念	5年後の芦屋市の教育のめざす姿 ・めざす人間像と培うべき力 ・芦屋の教育のめざす子ども像
計画期間	令和3年度から令和7年度（5年間）
計画で記載する事項	第1章 計画の策定に当たって 第2章 第2期計画の取組と課題 第3章 芦屋市の教育のめざす姿 ・めざす人間像と培う力 ・芦屋の教育がめざす子ども像 第4章 今後5年間に取り組むべき施策と目標 ・重点目標 ・重点目標の実現に向けた具体的な取組 ・成果指標

重点目標	<p>重点目標1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実  重点目標2 地域社会総がかりの教育施策の推進  重点目標3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり  重点目標4 読書のまちづくりの推進  ※ 学校園・家庭・地域の役割の例示（一覧表）</p> <p>※総合計画，創生総合戦略との整合を図る  ※読書のまちづくりの推進については，芦屋市の特徴として引き続き位置づける</p>
その他	<p>国や兵庫県が策定する教育振興基本計画及び本市の各種計画（子ども・子育て支援事業計画，子ども・若者計画，スポーツ振興基本計画等）との整合性を図る</p>

## 5 教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により，平成27年度から「地方公共団体の長は，教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定める」こととすると改正されました。

本市においては，総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を尽くし，市長が大綱を策定することとし，その内容については，第2期教育振興基本計画における施策の柱を大綱の柱とし，対象期間は第2期教育振興基本計画の期間と合わせ5年間としているところです。

第3期教育振興基本計画の策定に伴う，大綱の見直しについては，今後，総合教育会議を通して協議・調整を行っていきます。

## 6 計画策定に向けた体制について

- (1) 第3期教育振興基本計画策定委員会  
計画原案を策定するため，学識経験者や学校関係者など17名以内で構成
- (2) 教育振興基本計画策定本部  
市長を本部長，副市長及び教育長を副本部長とし，部長級職員で構成
- (3) 教育振興基本計画策定本部幹事会  
教育委員会管理部長を委員長とし，課長級職員で構成

## 7 策定委員会の予定

時期	内容
令和2年7月2日	第1回：アンケート調査項目の提示，策定スケジュール，意見交換ほか
9月中旬	第2回：アンケート結果報告，第2期計画の検証，第3期芦屋市教育振興計画骨子案の提示ほか
10月中旬	第3回：教育振興基本計画素案の提示ほか
11月中旬	第4回：教育振興基本計画素案に対する意見交換ほか
令和3年2月上旬	第5回：パブコメの結果，最終計画原案の提示・確認ほか